

甲南大学法科大学院入学試験問題について

－ 2015 年一般入学試験（後期募集） －

試験科目：憲法（担当：法科大学院 教授 丸山敦裕）

1. 出題趣旨

【第1問】設問1では、公安条例に関する最高裁判例を参考に、①本条例の許可制が憲法21条に反しているかが問題となる旨を指摘し、②一般的な許可制は違憲となるが、「公共の安全に対して明らかな差迫った危険を及ぼすことが予見されるとき」を不許可事由とすることは許されるとの最高裁判例の理解を明らかにした上で、③本条例の合憲性を論ずることが求められていた。設問2では、本条例3条の「直接危険を及ぼすと明らかに認められる場合」に該当しないのに不許可とすることは、条例の解釈適用を誤った違法があるとともに憲法21条に反し違憲との観点から、事例分析することが求められる。「必要な条件」を付すといった代替手段が可能か等も、ここでは検討に値したであろう。設問3では、少なくとも〔事例〕第2段落に着目できていることが必要であった。

【第2問】は、①憲法72条の「議案」には法律案が含まれること、②最終的に国会による修正や否決が可能であること、③議院内閣制の下では、国会と内閣との協働が要請ないし予定されていること等が指摘できていれば、十分である。

2. 採点実感

【第1問】設問1では、新潟県公安条例事件の判断枠組みが指摘できていない答案が少なくなかった。また、設問2・設問3では、条例ではなく不許可処分に含まれる問題点の分析・検討が求められているのに、条例の明確性を論ずるなど出題意図と異なる解答をする者がおり、残念であった。

【第2問】では、正しい理由を2つまでしか理由が挙げられない受験生が大半であった。統治機構の範囲とはいえ、基本事項であるので、完璧に仕上げておいていただきたいかった。

3. 学習方法

多くの受験生においては、基本判例の理解が極めて曖昧になされている印象があるので、①事実の概要をしっかりと把握し、②重要な規範部分は正確に暗記し、③権利保障の理由や趣旨に関する判例の説示は十分に理解し、④判例による事実評価の方法を会得するところまで、しっかりと判例学習することが望まれる。そのためには、繰り返し学習することも大切であろう。